

大磯町

移動支援事業実施ガイドライン

平成28年4月

(平成31年1月一部改正)

町民福祉部福祉課障がい福祉係

目次

1. 移動支援の概要	2
2. 移動支援の対象者	2
3. 移動支援の申請	3
4. 移動支援利用の自己負担額	3, 4
5. 移動支援の利用時間数	4
6. 移動支援の実施方法	4, 5
7. 移動支援の外出範囲	5, 6
8. 移動支援サービスの具体例	6, 7
9. 移動支援に関するQ&A	8, 9

1. 移動支援の概要

移動に困難がある障がい児者の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出を支援するために、対象者の障がいに応じたヘルパーを派遣し、外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を行うサービスです。

2. 移動支援の対象者

移動支援の対象者は、「移動に困難がある障がい児者」であって、下表の「いずれかに該当する」方です。

障がい種別	対象要件
身体障がい	身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、 ①移動に著しい制限のある視覚障害者 ②全身性障害等、肢体不自由の障害程度が1級に該当する者であり、 両上肢及び両下肢の機能の障害を有するもの又はこれに準ずる者
知的障がい	①療育手帳の交付を受けている方 ②児童相談所又は知的障害者更生相談所において知能指数が70以下と判定されたもの
精神障がい	①精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ②精神障害を事由とする年金等を受けている方 ③自立支援医療（精神通院公費）の支給を受けている方
その他	町長が外出時に支援が必要と認めた方

3. 移動支援の申請

移動支援の申請方法は、「大磯町地域生活支援事業支給申請書兼利用者負担軽減申請書（第1号様式）」にて町長へ申請をしてください。必要に応じ利用内容等の聞き取り調査をさせていただきます。申請書と聞き取り調査の内容をもとに支給時間、支給期間、負担上限月額及び次の表に掲げる利用者区分等の決定通知書を送付します。また、併せて当該支給決定の内容を記載した受給者証を交付いたします。

障害種別	身体介護あり	身体介護なし
身体障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・全身性障害者 ・視覚障害者 ・障害支援区分3～6 ・障がい児 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害支援区分1～2 ・障害支援区分が決定していない障がい者
知的障害者 精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・障害支援区分3～6 ・障がい児 	

4. 移動支援利用の自己負担額

同一の月に受けた移動支援の自己負担額は、次の別表1に定めた単位に10円を乗じて得た額とする。給付費の額は、算定した費用の額の100分の90とし、利用者の負担は算定した費用の額の100分の10とする。しかし、利用者負担額が別表2に規定する負担上限月額を超える場合は、利用者は負担上限月額を負担する。

別表1

時間	身体介護あり	身体介護なし
30分まで	190単位	120単位
30分から1時間まで	330単位	190単位
1時間から1時間30分まで	470単位	260単位
1時間30分から2時間まで	610単位	330単位
2時間から2時間30分まで	680単位	390単位
以降30分ごと	70単位	70単位

別表2

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯 合計所得金額及び障害基礎年金等の収入合計が80万円 以下のもの	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満）	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

※ただし、「移動に伴う交通費等」のほか、事業者が「利用契約に基づき定める費用等」については「実費負担」となります。

5. 移動支援の利用時間数

移動支援の利用時間数は、利用目的等の聞き取りや支給決定基準に基づき、必要と認められる時間数となりますが、原則として1月につき「20時間」を超えることはできません。

※なお、利用単位は最小「30分単位」で、以後30分単位ごとでの算定となります。

※ヘルパー2名による移動支援を受けた場合の利用時間数は、2倍の時間数となります。

（例…ヘルパー2名により2時間移動支援を受けた場合は、4時間分（2名×2時間）の利用時間と算定されます）。

6. 移動支援の実施方法

（1）個別支援におけるヘルパーの介護

原則、個別支援における移動支援は障がい児者とヘルパーが1対1で行います。障がい児者の身体状況や行動障害等を勘察し、1名のヘルパーで介護することが困難である場合は複数のヘルパーによる介護が必要な場合もあります。（なお、利用にあたっては、事前の申請手続き及び受給者証へのその旨の記載が必要となります）

ヘルパー2名による介護の要件は、2名のヘルパーにより移動支援を行うことについて、利用者の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当する場合とします。

- 1) 障がい児者の身体的理由により1名のヘルパーによる介護が困難と認められる場合
- 2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- 3) その他障がい児者の状況等から判断して、1) 又は 2) に準ずると認められる場合

※「ヘルパー2名の介護が必要な場合の具体例」

- ① 利用者の体が大きく、排泄介助にヘルパー複数人の介護が必要な場合
- ② 利用者の多動が激しく、ヘルパー1名では安全が確保できない場合
- ③ 利用者に他害行為があり、ヘルパー1名では安全が確保できない場合 等

(2) 移動手段

徒歩又は公共交通機関（バス、電車、タクシー）等を利用することを原則とします。
車による移動でヘルパーが自動車を運転する場合は移動支援と認められません。

7. 移動支援の外出範囲

移動支援として認められる外出の範囲については、公費によって提供されるサービスであることから、基本的に「社会通念上適当であるかどうか」という観点から判断し、原則として「一日の範囲内で用務を終える」ことが可能なものとします。

(1) 対象となる外出の範囲

1) 社会的外出（社会生活上必要不可欠な外出）の例

事由	外出先の例
公的機関等	官公庁、金融機関など
公的行事等	公的機関が行う講座、研修会など・福祉団体等が行う各種行事など
冠婚葬祭	結婚式、お通夜・お葬式など
買い物（生活必需品の購入のために限る）	スーパー、商店など

2) 余暇的外出（余暇活動等社会参加のための外出）の例

事由	外出先の例
文化施設等	映画館、美術館、博物館など
体育施設等	体育館、競技場、プールなど
観光施設等	動物園、水族館、遊園地など

(2) 対象とならない外出の範囲

事由	外出の例
経済活動に係るもの	通勤・勤務・営業活動など
通年かつ長期にわたるもの	通学、通所、通園など
社会通念上事業を利用することが適当でないもの	宗教活動、政治活動、公序良俗に反する外出・ギャンブル・飲酒を伴う外出など
移動支援と同様の福祉サービスを利用できるもの	居宅介護（通院介助）、同行援護、行動援護、重度訪問介護、重度包括支援等
一日の範囲内で用務を終えることができないもの	1泊以上の宿泊を伴う旅行など
通院及び入退院に係るもの	病院など
事業所が企図するもの	行事等を企図しそれに伴う外出
事業所が提供する場所	当該事業所が介護・見守り・余暇活動等のサービスを提供することを前提とした外出

※なお、通学や通所（通所については事業者による送迎が原則となります）などについて、次に該当する場合は移動支援の利用が認められる場合がありますので、障がい福祉係までご相談ください。

事由	理由
通学	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が、傷病、出産等により一時的に付き添いができない場合 ・保護者の入院等やむを得ない事情による場合 など
通所など （日中活動の場、短期入所・日中一時支援事業所などへの移動）	

8. 移動支援サービスの具体例

移動支援で提供するサービス内容は、対象者の障がいに応じ必要となる外出時の介助に限られます。具体的な事例については、以下のとおりとなります。

(1) 移動支援の対象と考えられる事例

支援内容	事例
外出の準備に伴う支援	健康状態のチェック、整容、更衣介助、手荷物の準備など
移動に伴う支援	交通機関の利用補助など
外出中やその外出の前後における情報の伝達、コミュニケーションの支援	代読、行き先の指示案内など
外出先での必要な支援	排せつ介助、食事介助、更衣介助、姿勢保持、チケットの購入の支援など
外出から帰宅した直後の対応支援	更衣介助、荷物整理など

(2) 移動支援に含まれないと考えられる事例

- 1) 遊び相手（キャッチボールの相手やカラオケで一緒に歌うなどの行為）
- 2) 外出の主たる目的地を移動支援事業所等として「預かり行為」を行う場合
(※移動支援は、障がい児者に対する外出支援を目的としているため、保護者のレスパイトを主目的としたものは対象となりません。)

9. 移動支援に関するQ&A

No	Q	A
1	通学で移動支援を使うことはできますか。	原則として通学で移動支援を利用することはできません。 ただし、保護者が、傷病、出産等により付き添いができない場合や入院等やむを得ない事情による場合は一時的に認められる場合がありますので、障がい福祉係へご相談ください。
2	就労継続支援事業所などへの通所で移動支援を使うことはできますか。	原則として通所で移動支援を利用することはできません。 ただし、保護者が、傷病、出産等により付き添いができない場合や入院等やむを得ない事情による場合であって、かつ、事業者による送迎が利用できない場合は一時的に認められる場合がありますので、障がい福祉係へご相談ください。 なお、特例として認められた場合でも、事業者による送迎が利用できない部分についてのみ、移動支援を利用することができます。
3	施設に入所していても移動支援を利用することはできますか。	施設入所中は原則として移動支援を利用することはできません。 ただし、自宅に帰省中に限り、移動支援を利用することはできます。
4	入院していても移動支援を利用することはできますか。	入院中は原則として移動支援を利用することはできません。 ただし、退院し在宅生活に復帰することが具体化している場合、本人の自立生活の支援を目的に利用できる場合がありますので、事前にご相談ください。
5	移動支援を利用してプールに行く場合、プールの中の介助も移動支援の対象となりますか。	移動支援の対象となるのは、目的地に行くまでの移動の介助及び目的地での移動、食事、排せつ等の介助や危険回避のために必要な支援です。 したがって、プール内であっても上記の

		<p>ような支援を行った場合は対象となりますが、「水泳の指導」や「一緒に遊ぶ」といった行為については、移動支援の対象にはなりません。</p>
6	<p>ヘルパーの交通費は誰が負担するのですか。</p>	<p>利用者宅からの外出にかかる交通費については、利用者がヘルパー分を負担します。</p>